

令和4年6月7日	
資料提供（県庁同時提供）	
担当課	有田振興局建設部管理保全課
担当者	和中・志場
電話（直通）	0737-64-1284

#### 【解禁】

新聞	令和4年6月10日（金）付 夕刊
テレビ・ラジオ	令和4年6月10日（金）10時以降
電子メディア	令和4年6月10日（金）10時以降

## 放置されている船舶を行政代執行により撤去します

湯浅広港に不法に放置されている船舶を、違反行為者に代わって行政代執行により撤去します。

### 記

#### 所在地および概要

所在地 有田郡広川町広1121地先（湯浅広港 広泊地）  
概 要 港湾施設の機能回復を行うため、船舶を撤去する。

#### 代執行実施時期

令和4年6月10日（金）から令和4年6月25日（土）まで  
（代執行宣言は10日（金）10：00～ 荒天時は、翌日以降に延期。）

#### 代執行理由

港湾法第37条の11第1項（禁止行為）違反として、船舶の所有者（除却義務者）に対して口頭及び文書により船舶の撤去を命令するも、いまだに自主撤去に応じていない。このため、港湾施設の利用及び維持管理に著しく支障が生じている。このまま義務の不履行を放置することは、著しく公益に反するため、行政代執行法第2条の規定に基づき行政代執行を実施する。

#### 経過

- 令和3年4月 所在地に放置されていた3隻の船舶について、除却義務者の特定作業を実施。
- 同年3年5月から6月 指示書および勧告書を送付。
- 同年7月27日 弁明通知書（根拠法令：行政手続法第30条）を送付。
- 同年8月27日 監督処分書（根拠法令：和歌山県港湾管理条例第3条）を送付。
- 同年12月20日 戒告書（根拠法令：行政代執行法第3条第1項）を送付。
- 令和4年5月17日 代執行令書（根拠法令：行政代執行法第3条第2項）を送付。
- 同年6月10日から25日の間 行政代執行（根拠法令：行政代執行法第2条）を実施予定。

## 湯浅広港における行政代執行に伴う関係者駐車場について



行政代執行当日は、  
現地の作業スペース  
確保のため、関係者  
駐車場（広川町民体  
育館駐車場：体育館  
側に駐車してくださ  
い）をご利用くださ  
い。

※現地まで約 350m

拡大図

